

池田市議会傍聴規則

全面改正 平 8.12. 2 議会規則 1

最近改正 平 15.12. 3 議会規則 1

(目的)

第 1 条 この規則は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 130 条第 3 項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴席の区分)

第 2 条 傍聴席は、一般席と報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

第 3 条 一般席の傍聴人の定員は、96 人（車椅子席を除く。）とする。

(傍聴の手続)

第 4 条 会議を傍聴しようとする者（報道関係者を除く。）は、傍聴人受付で自己の住所及び氏名を傍聴人名簿に記入しなければならない。

2 傍聴は、先着順とする。

3 報道関係者が傍聴しようとするときは、議会事務局に申し出るものとする。

(傍聴券の交付)

第 5 条 議長が必要と認めた場合は、一般席の傍聴券を発行することができる。

2 傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。

3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

4 傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を返還しなければならない。

(議員席への入場禁止)

第 6 条 傍聴人は、議員席に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒、その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 会議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
- (4) 前各号に定めるもののほか、傍聴席に入ることが不相当と議長が認める者

2 議長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第1号に規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑いし、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、若しくは張り紙、旗、のぼり、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、携帯電話、マイク、録音機、OA機器、写真機、映写機、双眼鏡の類を使用しないこと。ただし、撮影又は録音等をすることにつき議長の許可を得た者を除く。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (8) その他議場の秩序を乱し、又は会議の進行に支障をきたすと思われるよ

うな行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第 9 条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったとき、またはその他傍聴を禁止せられたとき、並びに会議終了後は、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第 10 条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第 11 条 傍聴人がこの規則に違反し、または議長の指示に従わず議場の秩序を乱すおそれがあるときは、議長は、退場させることができる。

(委任)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規則は、平成 8 年 1 2 月 2 日から施行する。

附 則 (平 15. 12. 3 議会規則 1)

この規則は、平成 1 5 年 1 2 月 3 日から施行する。